

Dr.のための 相続・事業承継 ガイドブック

今日から始めるハッピーリタイアの準備

著

益子良一

税理士法人コンフィアンス代表社員税理士
専修大学法学部講師



日本医事新報社

2 課税される「相続財産」の範囲

Point

- 海外にある財産も課税対象となる。
- 贈与税の暦年課税適用財産も3年以内は課税対象となる。
- 葬式費用、墓地や墓碑、仏壇、仏具等は非課税。

相続税の課税対象となる相続財産は、

- (1) 被相続人が亡くなったときに所有していた財産
- (2) みなし相続財産
- (3) 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産
- (4) 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産です。**墓地や墓碑、仏壇や仏具等は非課税財産**となり、相続税はかかりません。

また被相続人の債務は、相続財産の価額から差し引かれますし、被相続人の葬式に際して相続人が負担した費用も、相続財産の価額から差し引かれます。

……(1) 被相続人が亡くなったときに所有していた財産

本来の相続財産で、土地や建物、事業用資産、株式や公社債などの有価証券、預貯金、現金、電話加入権、貴金属、宝石、書画骨董、家庭用動産など、金銭に見積もることができるすべての財産が相続財産となります。当然のことながら、**日本国内だけでなく海外にある財産も相続財産に含まれます。**

……(2) みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い、被相続人が負担した保険料に対応する死亡保険金等や生命保険契約に関する権利、死亡退職金等などが、相続によって取得したものとみなされます。

生命保険契約に関する権利とは、被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の方が契約者となっている生命保険契約で、相続開始時にいて、まだ保険金の支払事由が発生していないものをいいます。

なお、**死亡保険金等および死亡退職金等のうち一部は非課税財産**となります(表3)。

表3 非課税限度額

死亡保険金等の一部	$(500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}) \times \frac{\text{その相続人の受け取った保険金の合計額}}{\text{相続人全員の受け取った保険金の合計額}}$
死亡退職金等の一部	$(500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}) \times \frac{\text{その相続人が支給を受けた退職手当金等の合計額}}{\text{相続人全員が支給を受けた退職手当金等の合計額}}$

……(3) 相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、その際に**相続時精算課税制度の適用を受けていた場合、その財産が相続財産**となります。**その場合の財産の価額は、相続開始のときの価額ではなく贈与のときの価額で評価**します。

4 今日からできる相続税対策

Point

- 生前贈与は非課税の範囲を慎重に見極めて実施を。
- 贈与税の基礎控除は年間 110 万円。
- 相続税対策にはならない非課税制度も存在。

相続財産から債務や葬式費用を差し引いた金額が遺産に係る基礎控除額を超えますと、相続税の申告と納税が必要となりますので、「生前贈与の非課税制度」を利用した相続税対策を検討する必要があります。

ただし無計画な贈与は、老後資金が不足することにもなりかねませんし、後ほど説明する「教育資金の一括贈与」制度を利用すると、子どもや孫に教育資金を贈与してもらっているという認識が薄くなる可能性もあります。

また祖父母や父母など直系尊属が、**子どもや孫の結婚や子育て資金をそのつど援助しても非課税**とされています。「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税」という、その直系尊属が20歳以上50歳未満の子どもや孫の結婚や子育て費用に充てるため、金融機関に1,000万円（結婚費用については300万円）まで信託等として拠出しても贈与税は課されません。しかしこの制度を利用しても、贈与した人が死亡したときに残額がある場合は、その残額を相続財産に入れなければなりませんので、相続税対策にはなりません。

生前贈与の非課税制度を利用して相続税対策を行う場合は、次のような制度を慎重に検討して実行する必要があります。

……(1) 暦年贈与

贈与税の基礎控除が110万円ありますので、年間110万円を毎年贈与する相続税対策があります（[15ページ](#)参照）。

ただし長い年月の間には、本当に贈与したのかわからなくなる場合もあります。

実務上は、その年に贈与したことを明らかにしておくために、110万円を少し超えた金額、たとえば、120万円を贈与して贈与税の申告をして贈与税を支払う手法が利用されています。

贈与が120万円の場合の贈与税は、1万円（120万円 - 基礎控除110万円 = 10万円、10万円 × 税率10% = 1万円）です。

……(2) 贈与税の配偶者控除

戸籍上の婚姻期間が20年以上ある配偶者に、居住用財産または居住用財産を買うための資金を贈与しますと、最高2,000万円まで贈与税の配偶者控除を受けることができます。

贈与税の基礎控除を合わせますと、2,110万円まで贈与税がかかりません。

また、相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算しますが、配偶者控除分については加算する必要もありません。

なお、**事実上夫婦生活をしていても、婚姻期間の計算は、婚姻の届け出をした日から贈与の日までの期間で計算し、1年未満の端数は切り捨てられるため、19年11カ月でも適用はありませんので気をつける必要があります。**

贈与を受けた人は、贈与税の申告期限、具体的には贈与を受けた年

て2,700万円必要となります。ただこの計算例では、「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」を利用していますので、子どもの相続税支払い分1,350万円が必要な納税資金となります。

●「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」とは、配偶者が実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分までであれば、相続税の申告書の提出を条件として、配偶者に相続税がかからない制度です。

しかし納税資金を準備するにあたっては、配偶者の税額軽減措置など税制上の特例は参考程度にして試算する必要があります。

なお、納税資金を確保するために、生命保険金を利用するのも1つの方法です。

●遺産総額から除外される部分

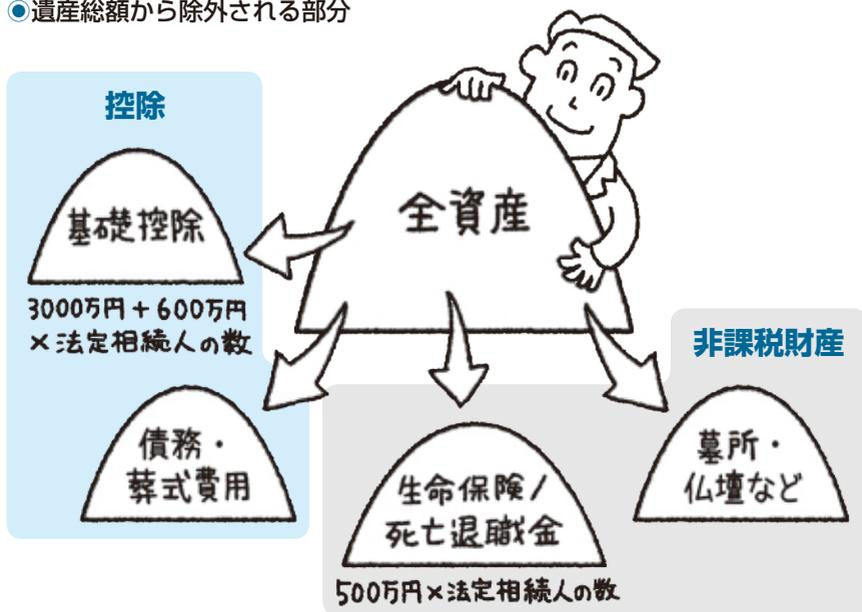
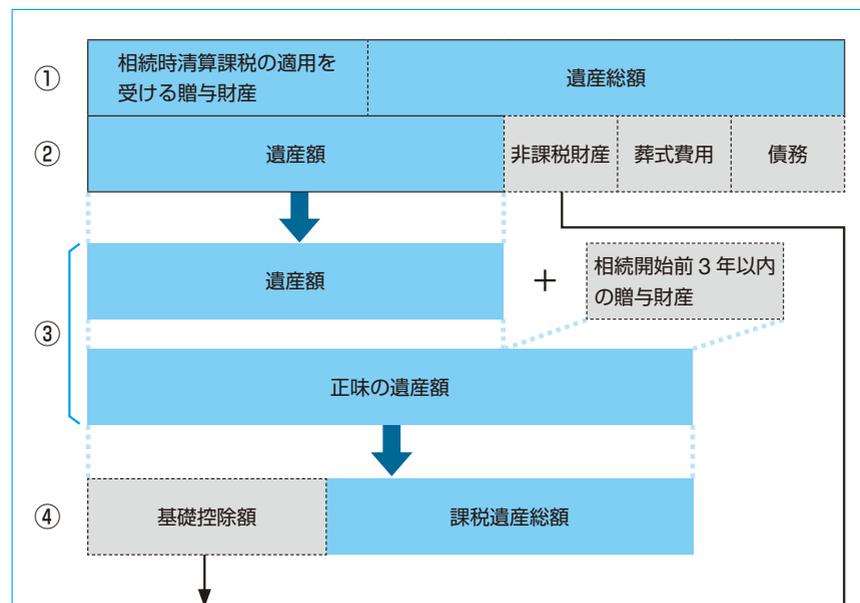


図2 課税遺産総額の計算



$3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$

注：被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいないときは2人）までとなります。「相続税の総額」の計算においても同じです。

非課税財産

- ①墓所、仏壇、祭具など
- ②国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
- ③生命保険金のうち次の額まで
 $500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
- ④死亡退職金のうち次の額まで
 $500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

「暮らしの税情報・平成27年度版⑩財産を相続したとき」(国税庁)パンフレットより

3 相続税対策としての持分なし医療法人への移行は本当に得なのか

Point

- 持分が相続財産になるということは、その医療法人に資産的価値があることを意味する。
- 子の代には相続税の節税が図れるが、解散後の残余財産は個人のもとへは返還されなくなる。遠い将来を見据えた判断を。

持分の定めのある医療法人に出資した持分は、相続財産となります。しかし、持分の定めのある医療法人から、持分の定めのない医療法人に移行しますと、持分がないわけですから相続財産にはなりません。

そこで相続税対策の一環として、医療法人を引き継ぐ子どもなど後継者がいるとき、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人に移行することで、相続税の節税を考える場合があります。

しかし、その医療法人の持分が相続財産になるということは、その医療法人に資産的価値があることを意味します。

持分の定めのある医療法人を持分の定めのない医療法人にして、医師である後継者の子どもが理事長に就任して経営を引き継いだとします。子どもの代では相続税の節税を図れますが、孫やひ孫が、その医療法人を継ぐとは限りません。

医療法人が解散する事由として、目的たる業務の成功の不能や社員欠亡の場合があります。持分の定めがない医療法人ですと、医療法

人を解散して清算した後に残った残余財産の帰属先は、

- ①国
- ②地方公共団体
- ③日本赤十字社などの公的医療機関の開設者
- ④一般社団法人または一般財団法人である都道府県医師会または市区医師会
- ⑤持分の定めのない財団医療法人または社団医療法人

に限定され、個人のもとに返還されません。今まで築き上げてきた財産が相続人たる個人に戻らなくてよいのか、またその医療法人を解散しないで売却するにしても、持分のない医療法人ですので足下を見られかねません。

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人に移行したほうがよいかどうかは、一時の相続税の節税だけでなく遠い将来を見据えた上で慎重に判断する必要があります。

